

公益財団法人永光墓園 有期限墓地使用規程

(規程目的)

第1条 本規程は、公益財団法人永光墓園（以下「永光墓園」という。）の有期限墓地（以下「樹木葬」という。）について定めたもので、樹木葬申込者（以下「使用者」という。）は本規程に従って使用してください。

(使用目的)

第2条 樹木葬は、焼骨の埋蔵以外に使用できません。
また、埋蔵できる骨壺は本霊園が認める5寸以下の骨壺に限ります。
なお、彫刻文字は6文字以内で俗名に限ります。

(使用資格)

第3条 樹木葬は、国籍宗教等の如何を問わずどなたでも使用出来ます。

(使用期間)

第4条 樹木葬の使用は、別途定める期間に限るものとします。
2 前項の期間については、その期間を使用者の申し出により5年毎の期間で延長することができます。

(使用料及び契約期間管理料等)

第5条 樹木葬使用の申し込みに際し、別途定める各号の代金を前納するものとします。

(1) 永代使用料

(2) 永代供養料

(内訳) * 契約期間の管理料(樹木葬内の維持管理、清掃費等を含む。)

* 合祀手数料

* 改葬(出し)手数料

* 合祀代行手数料

* 墓石等撤去費

* 骨壺処分料

* 納骨袋代

(3) 墓石代

2 前項の金員とは別に、最終埋蔵者が埋蔵される年まで毎年、管理料をお納めいただきます。

3 第4条第2項により期間延長をした場合は、その期間にかかる管理料を追加で前納していただきます。

(使用料および管理料等の返還)

第6条 第5条および前条に定める既納の永代使用料、永代供養料及び墓石代等は一切お返しいたしません。

(管理の内容)

第7条 永光墓園は契約期間終了まで次の各号の管理を行います。

(1) 樹木葬内の清掃

(2) 墓石の維持管理

(期間終了時及びその後の実施事項)

第8条 永光墓園は第4条に定める墓地の使用期間経過後次の各号について実施します。

(1) あらかじめ使用者より提出を受けている有期限墓地埋蔵管理委託契約に基づき、樹木葬内の遺骨を骨壺から取り出し、合祀墓に移骨・埋蔵します。

(2) 樹木葬内の墓石等の工作物を撤去します。

2 合祀墓へ埋蔵後の遺骨の返還はできません。

(不可抗力等による事故の責任)

第9条 天災地変等の不可抗力による事故又は第三者による行為によって生じた事故については、永光墓園は一切責任を負いません。

(規格外事項)

第10条 管理料の滞納など、この規程に定めのない事項が生じた場合は永光墓園使用規程を準用し、これ以外についてはその都度永光墓園が定めます。

(規定の改正)

第11条 法令が改正された場合及び永光墓園が必要と認めたときはこの規定を改正することがあります。

附則 この規程は、平成30年6月1日より施行します。